

## NEWS RELEASE

## ちゅうぎん Biz-Direct ( ビズダイレクト ) 補償制度の変更について

当行では、法人向けインターネットバンキング「ちゅうぎん Biz-Direct」(以下「ビズダイレクト」といいます)において発生した預金等の不正な払戻しによる被害を補償する「補償制度」について、補償限度額の引上げ等の変更をいたします。

## 1. 補償制度変更の概要

## (1) 変更日

平成26年10月1日(水)

## (2) 変更内容

1事故あたりの補償限度額を500万円から3000万円に引上げいたします。  
補償を受けられないケースに「第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による場合」を追加いたします。

## (3) 変更の理由

近時のインターネットバンキングの不正アクセスの手法は極めて高度化、巧妙化したものが多発していることから、お客さまに安心してビズダイレクトをご利用いただくため、補償限度額を引上げいたします。

## 2. 補償制度の内容について

## (1) 補償の内容

ビズダイレクトをご利用中に第三者による不正アクセスを受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、当行がお客さまの被害を補償させていただく制度です。

1事故あたり3000万円を上限として被害額を補償いたしますが、後記「(2) 補償を受けられないケース」に該当する場合は補償対象外となります。

## (2) 補償を受けられないケース

下記 ~ に該当する場合には、補償は受けられませんのでご注意ください。

お客さまから被害調査の協力が得られない場合

警察に対して、被害事実等の事情説明をしない場合

不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当行へ事故の届出をしなかった場合

お客さま、またはお客さまの従業員等(お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方)の故意または第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による損害であった場合

具体的には、他人にID、パスワードの一方、もしくは両方を教えていた場合や他人に会員カードを渡していた場合が該当します。

お客さまの従業員等(お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方)が加担した不正による損害であった場合

いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとしていた場合

ウイルス対策ソフトを利用していない場合

当行がホームページ上でご提供しているものかどうかは問いません。

天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害  
直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合  
電子証明書サービスを利用していなかった場合

注) なお、それぞれの状況の判定については、お客様の申告ならびに当行の調査  
により、当行が検討、判定した結果にもとづくものとします。

(3) 補償に関する手数料  
必要ありません。

以 上